

決議案第 1 号

甲賀市議会議員の政治倫理及び関係条例等の遵守に関する決議について
別紙のとおり決議を提出する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

提出者	甲賀市議会議員	瀬 古 幾 司
賛成者	同	谷 永 兼 二
同	同	小 倉 剛
同	同	山 岡 光 広
同	同	堀 郁 子

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

甲賀市議会議員の政治倫理及び関係条例等の遵守に関する決議

甲賀市議会議員政治倫理条例第1条には、「市民全体の代表として高い倫理観が求められることを自覚し、良心及び責任感をもってその責務を果たし、議員と市民との信頼関係を構築し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与する」と、その目的が定められている。

このように、議員には常に高い政治倫理観が求められる。政治倫理とは、単なる道徳的理念ではなく、公職者が市民の代表として責任ある行動を行うための具体的な行動規範として位置付けられるものである。

議員の発言及び質問の権利は、議会活動の根幹をなすものであり、最大限尊重されなければならない。同時に、その行使に当たっては、関係法令、甲賀市議会基本条例、甲賀市議会会議規則及び甲賀市議会議員政治倫理条例等を遵守し、市民の権利及び名誉等に十分配慮するとともに、議員としての品位を保持し、その責任を果たすことが求められる。

今般、甲賀市議会議員政治倫理条例の規定に基づき政治倫理審査会が設置され、慎重な審査を経て、政治倫理基準等に違反するとの審査結果が示された。

これを受け、議長は、審査結果及び審査対象議員から提出された陳述書を勘案し、同条例の規定に基づき、政治倫理審査会の報告を尊重して措置を決定した。

本市議会は、今回の審査結果及び議長の措置の趣旨を真摯に受け止め、議会全体で共有するとともに、今後の議会活動に生かしていかなければならない。

よって、全ての議員が市民全体の代表者としての責務と政治倫理を改めて自覚し、関係法令、条例及び規則等を遵守し、市民の権利及び名誉に十分配慮するとともに、良心及び責任感をもって誠実に議会活動を行い、市民から信頼される議会の確立に努めることを、ここに決議する。

令和8年9月30日

甲 賀 市 議 会